

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年11月12日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)の消火用散水配管において、腐食によると思われる穴(1箇所)が認められたため、当該配管を点検・修理。	GIII	
2	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A)空気圧縮機停止用空気だめ圧カススイッチにおいて、動作不良(圧縮機が自動停止せず「空気だめ圧力高」警報が発生し安全弁動作)が認められたため、当該圧カススイッチを点検・修理。	GIII	
3	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A)空気だめ(手動用)安全弁において、安全弁動作後弁を打診しないと動作が停止(吹止まる)しないことが認められたため、当該安全弁を点検・修理。	GIII	
4	3号機	所内用圧縮空気系圧縮機(B)油ポンプにおいて、ポンプ構成部品(ギヤブッシング)に摩耗が認められたため、当該部品を交換。	GIII	
5	4号機	補機冷却海水系海水ポンプ(B)において、モーターベース、下部ファンガイド、カップリングガイド、エアークーラー下部に腐食が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GIII	